

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年10月25日

岩手県人事委員会

委員長 及 川 卓 美

岩手県人事委員会規則第26号

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和31年岩手県人事委員会規則第65号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
附 則	附 則 <u>(施行期日)</u>
1 [略]	1 [略] <u>(警察職員の特殊勤務手当に関する規則の廃止)</u>
2 [略]	2 [略] <u>(経過措置)</u>
3・4 [略]	3・4 [略] <u>(災害応急作業等手当の特例)</u> 5 <u>条例附則第5項に規定する「人事委員会の定める割合」は、100分の100とする。</u> <u>(刑事作業手当の特例)</u> 6 <u>条例附則第7項に規定する手当の額及び給与等条例第25条第2項の規定により県立学校職員の例によることとされている手当の額は、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u> <u>(1) 死体の収容等の作業 作業1日につき 1,600円（1日に10体以上の死体の収容等の作業に従事した場合にあっては、3,200円）</u> <u>(2) 死体を取り扱う作業（前号に掲げる作業を除く。） 作業1日につき 1,000円</u> 7 <u>条例附則第7項に規定する「人事委員会が認めるもの」及び給与等条例第25条第2項の規定により県立学校職員の例によることとされている「人事委員会が認めるもの」とは、前項各号に掲げる作業のうち、損壊が特に著しい状態にある死体の収容等又は当該状態にある死体を取り扱うもの（人事委員会が別に定める作業を除く。）とする。</u> 8 <u>条例附則第7項に規定する「人事委員会の定める割合」及び給与等条例第25条第2項の規定により県立学校職員の例によることとされている「人事委員会の定める割合」は、100分の100とする。</u> 9 <u>同一の日において、附則第6項各号に掲げる作業で2以上のものに従事した場合の手当の額（条例附則第7項ただし書の規定が適用される場合を含む。）は、最も額の多い作業に</u>

係る手当の額とする。

10 条例附則第8項の規定により読み替えて適用される条例第

10条の2第1項第6号の死体を取り扱う作業等に係る手当の額は、第13条第7項第6号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 検視作業及び解剖立会作業（人事委員会が別に定める者が行う作業に限る。） 作業1回につき、それぞれ3,200円

(2) 死体解剖の補助作業 作業1日につき 3,200円

(3) 前2号に掲げる作業以外の死体処理作業 作業1日につき 1,600円（心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業に従事した場合にあっては、当該額に100分の100を乗じて得た額を加算した額）

(4) 前3号に掲げる作業以外の作業のうち、死体を取り扱う作業であって人事委員会が定めるもの 作業1日につき 1,000円（心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業に従事した場合にあっては、当該額に100分の100を乗じて得た額を加算した額）

11 警察職員が前項第3号に掲げる死体処理作業として作業1日につき10体以上の死体の収容等の作業又は検視作業に従事する場合における同号の規定の適用については、同号中「1,600円」とあるのは、「3,200円」とする。

12 同一の日において、附則第10項第2号から第4号（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）までに掲げる作業で2以上のものに従事した場合の手当の額は、最も額の多いいずれかの作業に係る手当の額とする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職員の特殊勤務手当に関する規則の規定は、平成23年3月11日から適用する。